

訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現

夫 馬 進

【要約】 中国明末以降の民間社会では、訴訟文例や特殊な訴訟用語を載せ、さらに訴訟を請け負うものの注意事項をも記した便利なハンドブックが広く出回っていた。これは、清代乾隆年間に訟師秘本と呼ばれ、禁書とされたものである。『蕭曹遺筆』という名のものは、明代嘉靖の頃に出現したと考えられ、これから万暦の初めにかけて広く流布し始めた。この時代以後、中国が訴訟社会と呼ぶことのできる訴訟件数の極めて多い社会となったのも、『蕭曹遺筆』をはじめとする訟師秘本が大量に出回っていたからである。それらは禁書扱いにされながら、清末まで各種のものが出版された。しかし、それらのいずれもが明末に出現したものを焼き直したものにすぎなかったから、そこに見られる世界も訟師像も実は明代のものである。この意味で、『蕭曹遺筆』出現の意義は極めて大きい。また訟師秘本を史料として用いるときは、十分な注意の必要がある。

史林 七七巻二号 一九九四年三月

はじめに

私は前稿「明清時代の訟師と訴訟制度」において、明末以降の中国社会では極めて多くの人々、普通一般の人々といふほかない者たちが多く訴訟に関与しており、彼らが訴訟を起こしたりあるいはこれを受けて立つ場合、しばしば訟師の助けを借りていたことを述べた。^①

当時の資料によって推計すれば、江南地方では一つの州県で年間にして一万枚、二万枚などといった膨大な量の訴訟文書が提出されていたようである。同じく当時の資料によれば、これらの文書を書く訟師あるいは「訟棍」「唆訟の輩」などと呼ばれる人物は、ある県では百人を下らないと言われていた。

ところでここで問題となるのは、彼ら一県で百人にもものぼる者たちがどのようにして訴訟文書を書いていたのかということである。前稿で述べたように、明清時代の訴訟制度ははなはだしい文書主義を伴うものであったから、彼らが口頭だけの伝授で学びこれを書いていたとは到底考えることができない。また法律についての一片の知識もなしに彼らが訴訟を請け負ったり文案を作成したとも、考えられないところである。かといって公的な法学教育の学校がなかったことは言うまでもない。さらにたとえば生員などがいわばアルバイトとして訴訟文書の代作をする場合、彼らは何を頼りにそれを書いたのであろうか。

結論をさきに言ってしまうえば、彼らは訴訟文書の書き方を教えたテキストを持っており、これを頼りに法律知識を獲得し訴訟文書を作っていたのである。これらのテキストを清代の一法令では訟師秘本と呼んだ。

前近代の中国のごく普通の人々にとって、前稿で述べたように人を訴えることや訴えられることが身近なことであつたとすれば、彼らがどのようにして法律についての知識に接していたのかという問題は、たんに法制史の問題にとどまらず社会史や庶民文化史にとつても重要な課題である。訟師秘本の問題を明らかにすることは、この分厚い基層の文化を明らかにすることになるであろう。またこれが訟師の側に立つて作られたものであるとすれば、そこには地方官が伝える訟師像とはまったく別の訟師像を見出せるはずである。

ところが訟師秘本の研究は、私が知るかぎり鄭秦がわずかなコメントを加えているほかは全くなかった。^②一般民衆の近くにあったものとして戯曲・俗語小説の研究や宝巻・善書の研究が進み、さらに近年では商人の心得書や旅行書の研究が進んでいるとは全く違った研究状況である。このため我々は、普通の人々が書物を通じてどの程度の法律知識に接したのか、訟師秘本にどのような訟師像が見えるのかといった最も興味深い問題に入る前に、そもそもそれがどのような資料であるのかを確かにおかねばならない。つまり訟師秘本にはどのような種類のものがあるのか、それはどのような過程で現在見るような内容になったのかなどといった、いわば最も初歩的で最も基礎的なところから研究を始めなければ

ならないのである。

訟師あるいは訟師まがいのものたちが訴訟を学び、実際に訴訟を代理するに当たって使ったテキストを訟師秘本と総称しているのは、清代乾隆七年（一七四二）に出されたある禁令である。それは「民間の書店（坊肆）で刊行している訟師秘本『驚天雷』『相角』『法家新書』『刑臺秦鏡』など一切の訴訟を引き起こす書物は、ことごとく調査禁止して廃毀し、発売するのを許さない。あいも変わらず著作し印刷するものは、淫詞小説を著作し印刷した場合の罰則規定に倣い、杖一百流三千里とする。云々」というものである。本稿でこれら一類の書を訟師秘本と総称したのはこれによる。本稿がここで主に明らかにしようとするのは、この訟師秘本と呼ばれるものにどのような種類のものがあり、どのように出現したのかという問題である。そしてこの問題をめぐって、訟師秘本とは何か、各種の訟師秘本はそれぞれどのような関係にあるのか、そしてその出現は社会にどのような影響を与えたのか、といった問題にも迫ることにする。

① 拙稿「明清時代の訟師と訴訟制度」（梅原郁編『中国近世の法制と社

会』京都大学人文科学研究所、一九九三）。

② 鄭秦『清代司法審判制度研究』湖南教育出版社、一九八八、頁二三

七—三九。

③ 『光緒欽定大清會典事例』卷八一九、頁一四、教唆詞訟（新文豐出版公司景印本、頁一五三六三）。

一 訟師秘本とは何か

(1) 訟師秘本の核心部分

訟師秘本はすでに見たように、清代乾隆年間に禁書とされた。それは「訴訟を引き起こす書物」と見なされたからである。ではこの種の書物のどの点が「訴訟を引き起こす」ものとされ、政府にとって好ましくないものとされたのであろうか。言葉を換えれば、訟師秘本の訟師秘本たるゆえんは何処にあるのだろうか。幸い訟師秘本のいくつかはこの禁書令が出される前に日本に渡来したし、またいくつかは禁令にもかかわらず現在まで生き残った。このおかげで我々は、訟師秘本のどこ

が問題であったか確認することができるし、数世紀にわたってそれがどのような変遷を遂げたのかをたどることができる。次の書目は訟師秘本と呼ぶべき一類の書のうちで、私がこれまでに目にしたものを序文の年とその内容をもとにしてほぼ年代順に並べたものである。もちろんこれは訟師秘本のすべての種類を網羅したものではない。ただ本稿の目的のために必要な、比較的早い時期に出版されたものについては、これでかなりの種類をカバーしている^①と考える。

- ① 『蕭曹遺筆』二卷 明刊本 上海圖書館
- ② 『新鐫蕭曹遺筆』四卷 竹林浪叟輯 万曆二三年序刊本 (a)蓬左文庫 (b)東京大学東洋文化研究所 (c)北京圖書館(二本有り)
- ③ 『新鐫蕭曹遺筆』四卷 竹林浪叟輯 コロンビア大学東亜圖書館
- ④ 『新鐫音釈四民要覽蕭曹明鏡』五卷 江湖逸人編 明刊本 北京圖書館
- ⑤ 『鼎鑒法叢勝覽』四卷 明刊本 北京圖書館
- ⑥ 『新刻摘選增補註釈法家要覽折獄明珠』四卷 清波逸叟編 万曆三〇年序刊本 内閣文庫
- ⑦ 『新刻摘選增補註釈法家要覽折獄明珠』四卷 清波逸叟編 万曆三〇年序抄本 尊経閣文庫
- ⑧ 『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』四卷 間闕子訂註 明万曆四二年序刊本 中央研究院歷史語言研究所
- ⑨ 『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』四卷 間闕子訂註 中国社会科学院歷史研究所
- ⑩ 『鼎鑒金陵原板按律便民折獄奇編』四卷 楽天子編 明刊本 アメリカ議会図書館
- ⑪ 『刻法林照天燭』五卷 醉中浪叟輯 明刊本 尊経閣文庫
- ⑫ 『合刻名公案断法林灼見』四卷 卷首一卷 湖海山人清虚子編輯 天啓元年序刊本 蓬左文庫
- ⑬ 『新鐫訂補釈註蕭曹遺筆』四卷 徐昌祚輯 明癸未序刊本 尊経閣文庫
- ⑭ 『新鐫訂補釈註霹靂手筆』四卷 明刊本 アメリカ議会図書館
- ⑮ 『新刻法家須知附奇状集』六卷 付一卷 崇禎六年序刊本 内閣文庫
- ⑯ 『袖珍珥筆全書』一〇卷 国会図書館

- ⑴ 『法家秘授智囊書』二卷 読律齋主人輯 尊経閣文庫
- ⑵ 『新鐫法家透膽寒』一六卷 補相子著 国会図書館
- ⑶ 『鼎刊葉先生精選蕭曹正律刀筆詞鋒』存二卷（存三・四卷） 北京図書館
- ⑷ 『新刻法家管見彙語刑臺泰鏡』八卷 竹影軒主人彙編 康熙一二年序刊本 北京図書館
- ⑸ 『新刻法筆驚天雷』二卷 清刊本 清華大學図書館
- ⑹ 『新刻法筆新春』二卷 清刊本 (a) 東京大学東洋文化研究所 (b) コロンビア大学東亜図書館
- ⑺ 『新鐫法家透膽寒』一六卷 補相子著 東京大学東洋文化研究所
- ⑻ 『新鐫法家透膽寒』一六卷 補相子著 東京大学東洋文化研究所
- ⑼ 『新刻平治館評釈蕭曹致君術』七卷 臥龍子彙編 東京大学東洋文化研究所
- ⑽ 『新刻法筆驚天雷』二卷 清刊本 東京大学東洋文化研究所
- ⑾ 『新刻法筆驚天雷』四卷 清刊本 東京大学東洋文化研究所
- ⑿ 『新刻法筆驚天雷』四卷 清抄本 東京大学東洋文化研究所
- ⓫ 『新刻校正音釈詞家便覧蕭曹遺筆』四卷 間問子訂註 清刊本（封面に壬辰重刊とあり） (a) 東京大学東洋文化研究所 (b) コロンビア大学東亜図書館
- ⓬ 『新刻校正音釈詞家便覧蕭曹遺筆』四卷 間問子訂註 清刊本（封面に乙卯春鐫とあり） 東京大学東洋文化研究所
- ⓭ 『新刻法家新書』五卷 吳天民達可奇彙編 清（封面同治元年）刊本 東京大学東洋文化研究所
- ⓮ 『新刻法筆天油』二卷 清刊本 東京大学東洋文化研究所
- ⓯ 『新刻法家蕭曹兩造雪案鳴冤律』四卷 管見子註釈 清刊本 中央研究院歴史語言研究所
- ⓰ 『新刻法家蕭曹兩造雪案鳴冤律』（一名『兩便刀』）四卷 清宣統元年石印本 上海図書館
- ⓱ 『新刻法筆驚天雷』八卷 清宣統元年石印本 上海図書館

③⑥ 『新刻法筆驚天雷』八卷 清石印本 ハーバード・エンチン図書館

③⑦ 『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』四卷 問問子訂註 清石印本 上海圖書館^②

右の書目から一見して明らかのように、明代に編纂されたものの中では蕭曹遺筆と称し、蕭曹の二字を冠するものがきわめて多い。書名で蕭曹遺筆と称するばかりではない。実は明末から清初にかけての時代に限って言えば、訟師秘本は普通、蕭曹遺筆と呼ばれていた。というのは天啓元年（一六二一）の序文を持つ⑬『合刻名公案斷法林灼見』は、公案小説（裁判小説）を主体にし上欄に訟師秘本を印刷したものであるが、その封面に「民間の書店で出版している蕭曹遺筆はすべて古いものを重ねて出版したもので、あらゆる種類のものがある。山人が編集したこの書は、上欄に蕭曹を付け加え下欄に案件の判決を載せている」との宣伝文を載せているからである。ここでは蕭曹遺筆または蕭曹は、普通名詞として用いられており、訟師秘本を総称する言葉として用いられている。また康熙一二年（一六七三）序刊の⑳『新刻法家管見彙語刑臺秦鏡』の序文にも、この書の出版を説明して「蕭曹を版木に刻み」と述べている。後の乾隆年間には訟師秘本と呼ばれ禁書となった『刑臺秦鏡』も、清初では蕭曹と呼ばれていた。清代中期・末期に出版された㉑㉒㉓などを調べてみると、これも明らかに明末に出版された⑧の改訂版である。つまり『蕭曹遺筆』と称する書物がひとたび出版されると、それは間もなく訟師秘本そのものを意味するようになったらしい。そしてさらに、それは清末まで影響力を保ったと考えられるのである。訟師秘本の出現過程を明らかにしようとする我々は、何よりもこの『蕭曹遺筆』の出現過程を明らかにしなければならぬであろう。

ここで言う蕭曹とは、もと漢の高祖劉邦に仕えた蕭何と曹參のことで、後世の庶民社会では中国の法律を作り守った元祖と見なされ、また有能な胥吏あるいは実務派官僚の代表と見なされていた。^④ 蕭曹遺筆とはこのような人物が書き残したノートブックという意味である。このように蕭曹遺筆とは、もともと官僚、幕友、胥吏の側で使う実用書のような名前であるにもかかわらず、これらの書はもっぱら彼らと対決するための訴訟手引き書として、民間で用いられた。

またこの書目から明らかなように、これら一類の書の著者名は、⑬を除いて、竹林浪叟・江湖逸人・間間子・補相子などすべてペンネームで記されている。ただ一つ例外と言うべき⑬の徐昌祚輯というのも、法律書『大明律例添釈旁註』の著者として有名であった彼の名を剽窃したものと私は考えている。著者名だけでなくその出版の年代も多くはよくわからない。訟師秘本とはこのように、禁令が出る以前から著者の顔を隠して出版されたものであった。

さて訟師秘本とは何かを説明するため、もし右の書目のうちで訟師秘本の代表格を挙げよと言われるならば、私は躊躇することなく②の『新鐫蕭曹遺筆』四巻 竹林浪叟輯 明万曆二十三年（一五九五）序刊本を挙げるであろう。なぜなら第一に、この書はかつて訟師秘本の代名詞であった蕭曹遺筆を名乗るものの一つだからであり、第二に編纂・出版の年代がわかるもののなかでは今のところ最も古いものだからであり、第三に、③をも含めれば、明末に編纂されたものの中では異例といつてよいほど数多く現存しており、これはこの書的重要性を物語っていると考えるからである。

『新鐫蕭曹遺筆』はおおよそ七つの部分からなっている。第一は做状十段錦玄意、古忌箴規、法家管見であり、これらはすべて訴訟文書を書くものや訴訟を代理するものの守るべき注意事項である。第二は串招式と呼ぶもので自供調書を取るときに注意である。第三は詞稿文鋒および呈結諸式と称するもので、訴訟文書など民間人が官庁へ提出する文書の文例集である。詞稿文鋒はそれぞれの案件の種類に応じて盜賊類、墳山類、人命類、争占類、騙害類、婚姻類、債負類、戸役類、鬪毆類、継立類、姦情類、脱罪類、執照類、呈狀類、説帖類という部門に分かれている。このうち盜賊類から脱罪類まではほとんどすべて訴訟に関連した文例である。また詞稿文鋒の執照類から説帖類までと呈結諸式とは、官庁へ提出する弁明書、申請文書、嘆願書、保証書のたぐいの文例である。第四は六条硃語などと呼ばれる訴訟文書の書き出しの部分で用いる慣用句や、分条珥語という文書の中で相手为非難中傷するときに用いると効果的な言葉を集めたものである。第五の部分は告示例であり、これは地方官が治下の人民に対して下す布告文の文例である。その第六は案断審参と付判語であり、これは審語（取り調べにたいする客観的な言葉）、参語（取り調べの結果に対する裁判官の考え）それに判決文の文例である。

そして最後の第七の部分は明律摘要という明律を簡便にしたものと、これを適用する場合に知っておくと便利な納紙則例などである。

他の訟師秘本の内容も、ほとんどこれと同じである。ほかの多くの訟師秘本を『新鐫蕭曹遺筆』と比べてみても、その内容はこの七つの部分から大きくはみ出るものではないし、かりにはみ出していたとしても、それが特に重要なところであったとは考えられない。たとえば同じく蕭曹遺筆と称する⑧『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』四巻を挙げれば、その内容は次のとおりである。

a 太祖高皇帝御製六論、b 官箴四箴、c 問刑條例、d 十惡律条、e 八議條例、f 應議者犯罪、g 五刑定律、h 納紙則例、i 六賊辯、j 六賊擬罪歌、k 七殺辯、l 七殺擬罪、m 金科玉律解、n 例分八字積義、o 例分之外十六字義、p 法家体要、q 詞家手鏡〔人命類・盜賊類・戸役類・家業類……〕、r 新增審參法語、s 部院告示、t 新增斷律問答、u 新增京省招擬

このうちaからoとtとはほぼ明律についての基礎知識と言うことができ、あえていえば『新鐫蕭曹遺筆』の第七の部分に相当するであろう。またpは第一の部分、qは第三の部分、rは第六の部分、sは第五の部分、uは第二の部分にほぼ相当する。結局この訟師秘本も大枠では『新鐫蕭曹遺筆』から大きくはみ出るところはないのである。また同じく蕭曹遺筆と称している⑬『新鐫訂補釈註蕭曹遺筆』四巻の内容を見ても、次のように内容は大同小異である。

a 呈狀類、b 說帖類、c 奏本類、d 狀式類、e 斷律問答、f 律例總歌、g 犯姦總歌、h 騙害類、i 墳山類、j 戸役類、k 執照類、l 婚姻類、m 姦情類、n 田宅類、o 債負類、p 盜情類、q 人命類、r 洗冤條例、s 初復檢驗牒式、t 六科硃語、u 檢法、v 名例律、w 狀式摘要〔婚姻彙語・人命彙語……〕

このうちa・b・dそれにhからqまでは、明らかに『新鐫蕭曹遺筆』の第三の部分に当たる。またeからgとvとは第七の部分に、tは第四の六条硃語、wも第四の分条珥語に相当する。ただcの奏本類は奏議の例文であり、rの洗冤條例、sの初復檢驗牒式、uの檢法はそれぞれ検死の方法を述べたものであって、『新鐫蕭曹遺筆』にも『新刻校正音釈詞

家便覧蕭曹遺筆』にもこれに相当する部分はない。

このように同じく蕭曹遺筆と称する訟師秘本でも、出入があることは注意すべきである。この間の事情を、万暦四二年（一六一四）に書かれたという『新刻校正音釈詞家便覧蕭曹遺筆』の序文は次のように語っている。

この書物（『蕭曹遺筆』）が天下に行き渡るようになってから数十年になる。ただ民間の書店が競って版木に彫り校正を加えなかったため、文字の写し誤りがあることを如何ともし難かった。かつ近頃では名をあれこれ替えてはいるが、すべて改頭換面しているにすぎず、つまらぬものを付け加えて真価のあるものとごちゃ混ぜにすることを恥とも思わず、各々僅かな点を売り物にしているだけである。^④

これによれば『蕭曹遺筆』と称する書物が流布し始めてから数十年のあいだに、数多くの覆刻本が出ただけではなく、同類のものが書名を変えて次々に出版されたという。先に見た三種の訟師秘本が大同小異であったのは、同じく蕭曹遺筆と称していたからではなかった。書名が違っていても内容は大同小異であったのである。実際、⑥『新刻摘選増補註釈法家要覽折獄明珠』（万暦三〇年序刊本）の内容は、『新鐫蕭曹遺筆』ときわめてよく似ている。またこの序文によれば、それらには他にはない独自性を出そうとして様々なものを後から付け加えていったという。一例を言えば、この書自身が載せる太祖高皇帝御製六論が、恐らくそれである。六論はむしろ統治者が普及に努めたものであって、訟師秘本にどうしても必要なものであったとは考えられない。奏議や検死方法を記したものなども、恐らくこれと同じである。たとえば『新鐫訂補釈註蕭曹遺筆』の「奏本類」に見える御史鄒應龍劾嚴嵩嚴世蕃本は、訟師秘本の⑪⑬⑭⑯⑰⑱⑲など多くに収められるが、また『皇明經世文編』にも収められている。^⑤つまりこれは政府にとって全く無害なものであり、訟師秘本の本質とは全く関係がなかった。訟師秘本には書目に見たようにたしかに多くの種類がある。しかし清末に及ぶまでのどれを取ってみても、およそその内容は以上三つの訟師秘本の範囲に収まるか、たとえこの範囲からはみ出るものがあったとしても、それは元々の訟師秘本の姿ではなくその核心とは関係のないものであった。たとえば⑳『新刻法筆驚天雷』四巻など多くの訟師秘本

に見える奇状集がそれである。これは一種の裁判小説であり、しかも「訴訟を引き起こす」側にむしろ好意的なものであるが、もとをたどれば⑤『新刻法家須知附奇状集』六卷付一卷（崇禎六年序刊本）で付録として収められていたものであった。つまり奇状集もまた、他にはない独自性を出そうとして付けくわえられた「つまらぬもの」だったのである。

このように見てくるならば、初めに挙げた『新鐫蕭曹遺筆』の七つの部分のなかにすら、訟師秘本としての本質に関わりのないものが含まれていると考えなければならない。たとえば第二の串招式がそれである。確かに訟師など訴訟に関与する者にとって、官庁においてどのように自供書を取るのかを知っておけば、それはそれで有利ではあったであろう。しかしこれは本来取り調べる側にとって必要な知識であって、そのものとしては「訴訟を引き起こす」側のものでは決してなかった。現に『新刻校正音釈詞家便覧蕭書遺筆』の「新增京省招擬は取り調べる側にとっても必要な知識であるから、よく似たものが『刻精註大明律例致君奇術』巻二以下に断律捷指として載っている。この書は明末に出版された明律注釈書の一つで、取り調べる現場で必要な知識をもあわせ載せた実用書である。おなじく『新鐫蕭曹遺筆』の内容の第五、告示例は、あい似たものならば明末の官箴書の一つ、王世茂の『仕途懸鏡』巻二に告示類として載っている。また第六の案断審参は『刑台法律』巻一八の上欄に新增案断審参としてそっくりそのまま載っている。『刑台法律』もやはり、明末に出版された取り調べる現場で必要な知識を載せた実用書である。⑥第七の明律に関する基礎知識も訟師にとっては必要な知識であったが、しかしこれもまったく政府にとって問題がないものであった。政府はむしろ、朱元璋がそうであったように人民が法律を周知することを求めたからである。明律摘要とよく似たものは、やはり『刻精註大明律例致君奇術』巻一に六律総括として載っているし、納紙則例などはどこにでも載っているものである。⑧の「新增断律問答もやはり『刻精註大明律例致君奇術』巻一に新增律断法として載っている。⑨の「問刑条例から。例分之外十六字義、あるいは⑩の「f・gは、取り調べる側で用いた書であれば普通何処にでも類似したものが載っている。これらすべては統治する側、つまり官僚、幕友および胥吏にとって必要な知識であり、けっして公開してはいけないものではなかったからである。

ここにおいて我々は訟師秘本とは何か、どこが「訴訟を引き起こす」として問題とされた核心部分であったのかを理解できる。訟師秘本とは、訟師など訴訟を起こそうとする側だけにとって必要な知識と、取り調べ裁く側にとって必要な実用知識とを併せ載せたものである。問題であったのはもちろん前者であった。それは第一に訴訟を請負う者や訴訟文書を作成する者に対する注意事項、第二に訴訟文書など、民間人が官庁へ提出する文書の文例集、それに訟訴文書の中で用いる用語集という三つの部分である。すべての訟師秘本がこの三つ全部を含むわけではないが、ほとんどのものはこの三つを含むか三つのうち少なくともあとの二つを含んでいる。この意味でこの三者は訟師秘本の三要素と呼ぶことができる。訟師秘本とはこの三者を核心とし、それに地方官・幕友・胥吏らと共有する明律に関する基礎知識などを抱き合わせてきていたのである。

(2) 『新撰蕭曹遺筆』にみる訟師秘本の三要素

訟師秘本の三要素のうち、訴訟を請け負う者または訴訟文書を作成する者に対する注意事項が問題であったのは、言うまでもなく訴訟を請け負うことそれ自体がまず違法だったからである。たとえばその巻一、法家管見の一条には次のような箇所がある。

一 豪傑の士でも方に一つの失敗もなく、訴えれば必ず勝つというようなことがあり得ようか。ただこちらに道理のあることがはつきりすれば、力をこめてこれを行い、相手がもし負けたと知って承服すれば和解を許してやる。こちらに道理のないことがはつきりすれば、密かに下ってこれと和解し、相手がもし強情であれば、そこで始めて正面から闘うべきである。このようであれば名声を保つことができ、人に勝つことができる。^⑧

これははなはだ戦闘的である。「訴えれば必ず勝つ」ことを求めるなどとは、当時にあつては裁判をする統治者にとつて不届き千万なことであつた。またこれでは、裁判をリードするのは地方官ではなく訴訟を請け負った者のごとくである。

このようなものを政府が問題としたのは当然であった。

同じく政府から見れば、訴訟文書はただありのままに書けばよいのであり、なんらのテクニックも必要としなかった。ところが『新鐫蕭曹遺筆』巻一に収める做状十段錦玄意とは、この文章作成のテクニックを敢えて教えんとするものであった。たとえばその結論部分では次のように教えている。

右の十段錦の法とは、その案件の実情に従ってその文章を作るためのものである。ともに一字一字とび抜けたもので、一句一句凡俗を抜け出ており、一項一項が法律に合致し、言葉に引き締まったところがあり、事と理とが一貫していなければならない。これなら智囊包括、筆陣縦横、舌戦英雄であって勝たざるはない。^⑨

これらはなほだ鬭争的である。做状十段錦玄意とはただ無味乾燥な一片の訴訟文書の書き方を教えるのではなく、相手に「勝たざるはない」書き方を教えたものであった。

訟師秘本の第二の要素は、『新鐫蕭曹遺筆』で詞稿文鋒と呈結諸式と称するものである。この部分ほどの訟師秘本でも最も多くのスペースを占めており、核心中の核心といつてよいところである。すでに述べたように詞稿文鋒のうち執照類から説帖類までと呈結諸式とは、官庁へ提出する弁明書、申請文書、嘆願書、保証書のたぐいの文例であつて訴訟に関係したものではなく、従つて恐らく政府にとってさほど問題はなかった。これらの文例が普通どの訟師秘本にも収められているのは、おそらく訟師などに代わつて文書を書くものにとっては、訴訟文書だけでなくこの種の文章を書くことが日常的な仕事の一つであつたからであらう。

問題は詞稿文鋒のうち、盜賊類、墳山類、人命類、争占類、騙害類、婚姻類、債負類、戸役類、闘毆類、断立類、姦情類、脱罪類と分類された文例である。ここでは一つだけ婚姻類と分類されたものの例をあげよう。あとで別の訟師秘本に見える文章とその句作りを比較したいから、ここではあえて原文を示すことにしたい。

A…告重嫁〔徳安県事〕〔新鐫蕭曹遺筆〕巻二、婚姻類)

謀奪生妻事。身娶韓盛女為妻、過門成婚無異。淫豪程某貪妻姿色、簪鼓岳母、接女婦寧、広金奪娶、坑身失配。痛思未嫁則為伊女、既聘則係身妻、奪嫁受財、行同禽獸。乞究完娶正倫。上告。

訴

違令誣騙事。女嫁朱某為妻、反目毆傷、昇婦救養、情急七告、蒙批論取不從。因遵執照、明嫁程某為妻。惡知捏空聲制、泣思阿告。已經三年、恩論又非一次、何得未嫁絕無人影、既嫁遂有男夫、天監難瞞、望光訴。

〔唐府主密〕朱正原娶韓女為妻、閨門反目、岳母取回、歷八年之久。既不完娶、又不令嫁、是坑其女子、拘々然如蝕藩猓也。夫狀告三載、論取七次不從、正恰有棄妻意矣。本県批令改嫁、是承娶者官府令承之也。嫁女者官府令嫁之也。更有何辜。但所嫁財礼、理合給還朱正、另娶統後嗣云。

詞稿文鋒のうち盜賊類から脱罪類に分類された文例の多くは、このように告―訴―審という一セットからなっている。告とは告詞または告状というもので、現在日本の民事訴訟法でいう原告の訴状にあたる。訴とは訴詞または訴状というもので、被告の答弁書・反論である。また審とは審語のことで、地方官の判決にあたる。

この裁判は徳安県、つまり江西省九江府の徳安県のものという。原告朱正の主張によれば、彼が韓盛の娘を娶ったところ程某なる男がこれに横恋慕した。程某は妻の母を焚きつけて実家に帰させ、大金を使って妻を自分のものとした。妻の母が妻を自分から奪い重ねて財礼（結納金）を程某から受け取ったのは、禽獸のように礼儀を知らないやり方である。妻を自分に返すように判決されて、人倫を正していただきたいという。しかし被告の反論によれば、娘が実家に帰ったのは夫婦仲が悪く殴られたからで、これまで七回にわたってお上に願ひ出、引き取るようにと言われているのに朱正はこれに従わない。そこでお上から証明書をいただいて程某に嫁がせたのであり、朱正の訴えは誣告であるという。最後に裁判官の判決が加わる。九江府知府唐某の判決によれば、朱正には明らかに妻を捨てようとする意思があり、一方で再婚を許さないというのであれば娘は進退に窮することになる。再婚を承認しているのは徳安県そのものであり、再婚させんとするの

も徳安県の意思である。これに不都合はない。ただ先に受け取っている財礼は朱正に返却し、再び嫁を取れるようにしてやるようにと命じている。

さてこの案件は、実際に何処であってもおかしくないもので、これだけではどこが政府にとって問題であったのかはわからない。ところがこの文例を当時の地方官たちが訴訟のときに手本にせよと人々に与えていたものと比較すると、その問題点がはっきりする。たとえば『新鍔蕭曹遺筆』とほぼ同じ頃に編纂された呂坤の『実政録』風憲約には、訴訟文書のサンプル(状式)として人命告辜式、人命告檢式、告盜情状式、告辯盜状式、告姦情状式、告打詐状式など合計二七の文例が挙げられている。^⑩これらの分類は『新鍔蕭曹遺筆』に似たところがあって、当時の人々は訴訟にあたって訟師秘本ではなくこれを用いればよかったかのごとくである。

ところが決してそうではなかった。たとえば『新鍔蕭曹遺筆』の婚姻類では、原告のための文例はそれぞれのケースに応じて四つ挙げられ、各々に対応する被告の反論も四つ挙げられている。婚姻問題でトラブルに巻き込まれたものは、原告でも被告でもその立場とケースに応じて、この中から最もふさわしい文例を取り出して参考にすればよい。ところが『実政録』では婚姻問題に関連したものはわずか「告婚姻状式」一つであって、はなはだ融通性に欠けている。被告が提出すべき訴詞の文例にいたっては一つもない。これでは原告にとってほとんど使い物にならないばかりか、被告の方は全く使えないのである。また『新鍔蕭曹遺筆』では告詞―訴詞という対応形式を取っていたから、原告はこれによって相手はどのような反論をしてくるのか、一つの可能性を知ることができたし、被告は被告でこれを参考にし、告詞に対応し訴詞を書くことができた。訟師秘本の文例集が告詞―訴詞という攻撃―防御の形式を基本として取っていたことは、これを使うものにとって非常に便利であった。

また『実政録』が示す文例はどれを取ってみても表現がはなはだ質朴である。これに対して『新鍔蕭曹遺筆』に掲げられたものははなはだ刺激的である。先の例で言えば、まず告詞のタイトル「謀奪生妻」と訴詞のタイトル「違令誣騙」か

らしてきわめて刺激的であるうえ、相手の中傷するために淫豪あるいは悪と呼び、相手の行為を「行いは禽獣に同じ」「捏空し聳制した」などと表現している。これではその迫力からいって、『実政録』が掲げる文例を参考にして書いたのでは、とうてい勝ち目はなかったであろう。

訟師秘本の文例が刺激的で迫力があつたのは、殊語とか珥語とか呼ばれる言葉を用いたからであつた。『新鍔蕭曹遺筆』の六条殊語や分条珥語の項には、およそ相手の中傷し、また自分の悲惨なあり様や無実を表現しようとして思いつく、ありとあらゆる言葉が並んでいる。ともに二字句、四字句、六字句などからなるが、最も多くは四字句である。このうち殊語とは訴訟文書のタイトルで用いる慣用句や相手に対する蔑称、さらに文書を締めくくるときなどに用いる決まり文句である。すでに示した例で言えば告詞のタイトル「謀奪生妻」と訴詞のタイトル「違令誣騙」がそれであり、「淫豪」がそれであり「望光上訴」がそれである。『新鍔蕭曹遺筆』では訴訟案件の種類に応じて吏条殊語、戸条殊語、礼条殊語、兵条殊語、刑条殊語、工条殊語のほか、訴条殊語、衙門類、郷宦類、大戸類、平人類、生員類、親戚類などに分類されている。原告・被告ともこの分類に応じて、相手を攻撃するのに最も相応しい言葉をそこから探し出せばよかった。たとえばこの原告は、戸条殊語に見える奪妻大冤という言葉を代わりに用いることができたはずであるし、逆に被告も訴条殊語に見える飛冤黒陷などの言葉を用いることができたはずである。また珥語とは文中で相手の中傷非難するとき用いると効果的な表現であり、やはり先の例で言えば「行同禽獣」「捏空聳制」などがそれである。これも懲汚類、孤幼類、繼立類、産業類などに分類されていたから、利用者は最も効果的な語句をここから選ばよかった。いずれにしてもこれらの言葉は、相手を大いに刺激したであろう。

以上のような訟師秘本の三要素が、訴訟を一件でも減らしたいと望む政府にとって、大いに忌まわしいものであったことは疑いない。ところがこれらの書は、訴訟文書を書くものから見れば、便利の上なくできていた。これなら訟師のような専門家でなくとも、訟師が書いたのと同じ様なものが簡単に書いてしまう。訟師秘本が問題であつたのは、こ

れが専門の訟師をはびこらせるからであつただけではない。実は専門の訟師でもないのに彼らが書いたのと同じ様な「訴訟を引き起こす」文書が簡単に書けてしまふ、そのことが問題であつたのである。

① 張偉仁主編『中国法制史書目』（中央研究院歷史語言研究所專刊之六七、一九七六）第一冊、頁一三八、三一九—三二一では、本文中の⑧⑩⑪⑫⑬を掲げるに止まる。また、中国政法大学図書館編『中国法律図書総目』（中国政法大学出版社、一九九一）頁七〇六—七〇七の「中国法律古籍」明代の項には次のものを掲げる。

『刀筆詞峰』（明）葉氏佚名精選 明刻本（存第三卷之四）

『蕭曹遺筆序』（增補注釈）抄本

『蕭曹遺筆』四卷（明）閑閑子訂注

（新刻）『蕭曹遺筆』（醒民集）四卷 明坊刻本

このうち、『刀筆詞峰』は恐らく本文中の⑩がそれであり、『蕭曹遺筆』四卷（明閑閑子訂注）は⑧の系統のものであろうが、所蔵先を明記しないためはつきりしない。この二つの書目によるかぎり、本文で掲げた訟師秘本書目は、明代のものについて言えばかなりカバーしているといつてよい。なお同書、頁七二〇—七二三の「中国法律古籍」清代の項には次のものを掲げる。

『法家透膽寒』四卷（清）補相子著 龍巖本衙刊 清咸豐元年

『法家警天雷』二卷 書林梓行刊

『法筆驚天雷』四卷 刻本 四冊

『透膽寒』一六卷 清 湘間補相子著重刊 道光一九年

『驚天雷』石印本 上海 清錦章圖書局

『蕭曹致君術』六卷 臥龍子編 清刊

『雪案鳴冤律』（清）管見子註釈 清刻本

『新鐫法家透膽寒』一六卷 補相子著 木刻本

『新鐫法家透膽寒』一六卷 補相子著 大業堂梓行刊

また孫祖基『中国歴代法家著述考』（一九三四）では『清史稿』藝文志をもとに、『蕭曹隨筆』四巻を掲げるだけである。しかもこの『清史稿』藝文志に掲げる『蕭曹隨筆』とは、恐らく丁丙『八千卷樓書目』子部、法家類に掲げる『蕭曹隨筆』を孫引きしたものであり、恐らく『蕭曹遺筆』の誤りである。

② 本文の⑩⑪は、中央研究院歷史語言研究所のマイクロフィルムにあった。また③『新鐫蕭曹遺筆』は、各巻の表題を卷一「新鐫蕭曹明鏡」、卷二「新鐫蕭曹遺筆」、卷三「新鐫增補蕭曹遺筆」、卷四「鐫蕭曹遺筆」として一定しない。この書は②の覆刻本であるから、『新鐫蕭曹遺筆』を書名とする。

③ 『新鐫蕭曹遺筆』序で「蕭曹二公、赤帝子股肱、以吏胥作宰相」と言い、また『新刻法家管見冤語刑案彙鏡』卷上、歷朝刑法で、「今之律法、蕭曹所定」と言う。

④ 『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』重刻蕭曹遺筆序。
是集播行宇内、数十稔矣。第坊間鏡相災木、不復校讎、雖免魯魚亥豕之嘆耳。且邇來更名不一、考之均屬改頭換面、不顧統紹淵珠之羞、各逞一得。

⑤ 『皇明經世文編』卷三二九、鄭成龍、貪橫廢臣欺君蠹國疏。

⑥ 『刻精註大明律例致君奇術』は内閣文庫蔵『仕途懸鏡』は東京大学東洋文化研究所蔵、『刑台法律』は中国書店、一九九〇、複刊。

前注はじめに①拙稿、頁四五一。

⑦ 『新鐫蕭曹遺筆』卷一、法家管見。

一、凡豪傑之士、豈能万無一失、告則必勝哉。但須審己有理、則力
舉而行之、彼若輸服、准其処和、審己無理之事、則密下而息之、彼
若倔強、方行開敵。如此則盛名可保、而出人頭地矣。

⑨ 同前書、卷一、做狀十段錦玄意。

右十段錦之法、取其事、作其詞。俱要字字超群、句句脫俗、款款合
律、言語緊切、事理貫串、則智囊包括、筆陣縱橫、舌戰英雄、無不
勝矣。

⑩ 呂坤『實政錄』卷六、風憲約、万曆二二年序。

二 『蕭曹遺筆』の原型

(1) 上海圖書館本『蕭曹遺筆』と『新鐫蕭曹遺筆』

すでに見たように『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』の序文によれば、この書が編纂された万曆四二年頃から遡って数
十年の間には、『蕭曹遺筆』に倣って様々な訟師秘本が編纂されたという。そこで問題となるのは、この『蕭曹遺筆』の
原型とでも言うべきものが、どのようなものであったかということである。なかでも最も重要な部分を占める訴訟文書の
文例集はどのようにしてできたのか、ということである。

この問題に対して重要な示唆を与えてくれるのは、上海圖書館所蔵の①『蕭曹遺筆』二卷（以下、上海圖書館本と略称）で
ある。①この書には序文がなく、いつ頃編纂されたのかどこにも記されていない。書名だけから言えばその出版は『新鐫蕭
曹遺筆』に先行するものといえるが、後であるかも知れない。ただ私は、少なくともここに収められた文例集は『新鐫蕭
曹遺筆』に収められたものより古い姿のものであると考える。一例を先に示した告重嫁に取って比較しよう。その卷
一、婚姻類では次のような文章になっている。

B.. 告重嫁（上海圖書館本『蕭曹遺筆』卷一、婚姻類）

謀奪生妻事。身娶ム女為妻、過門成婚無異。淫豪ム妻妾色、簪鼓岳母女流、接女婦寧、広金奪妾、坑身失配。痛思未嫁則為伊女、
既聘則係吾妻、豈容兩次受財、明視一女奇貨、行同夷虜、風俗大傷。乞追給端風。告。

訴

違令誣騙事。女嫁△為妻、未幾被虐將死、昇婦売田救養。情急奔告、蒙批論取不從回、呈狀照可証。因遵律令、明嫁△為妻。惡知捏空竄制。泣思阿告已經二年、恩諭又非一次、何得未嫁絕無人影、纔嫁即有男夫、局死于前、□□千後、天監難瞞、望光上訴。

文章は多少違っているが、前に示したAとこのBとがもともと同じものであり、どちらかがどちらかを下敷きにして書き換えたものであることは、誰の目にも明らかである。ではどちらが先かといえば、私はBが先でAはこれをもとに書き換えたのだと考える。なぜなら文章の句作りから見て、BからAへと書き換えられたと考える方が、AからBへと書き換えられたと考えるより自然だからである。^②

『新鍔蕭曹遺筆』に含まれる文章が上海圖書館本『蕭曹遺筆』に含まれる文章を下敷きにしたにちがいないというさらに確かな証拠は、『新鍔蕭曹遺筆』巻一、争占類に見える争山と題する一文である。左に原文と訳文を掲げる。

a…争山〔徳興県事〕（山の所有権を争う〔徳興県〕）

強奪世業事。祖山一局、歴伝世守、文契可查。豈惡某欺家竈遠、恃勢強占、掃砍柴木。身知奔阻、反称是伊物業、喝衆乱毆。切思祖原買山、官有冊稅、私有契券、界限明白、山鄰可憑。乞天清業杜害。上告。

（祖先伝来の土地を強奪されし一件。先祖が持っていた一片の山は、祖先が代々守ってきたもので、契約文書でもはっきりしております。悪辣な某が人を騙すことこのうえなく、力をたのみとして勝手に占拠し、柴木を刈り取りました。私は知って止めようとしたが、逆にこれは自分の土地だと言われ、寄ってたかって乱打されました。愚考いたしますに、祖先がもと山を買い、お上に納税帳がありますし、私どもには契約文書があり、境界は明白で隣の山持ちも証拠となってくれます。天の如きあなたさま、土地の帰属をはっきりさせ、害毒を止められますように。上告致します）

b…訴（被告の反論）

奸謀影罩事。臬惡某強占祖山、告明無抵。計扯伊買連界山場、影射混罩、不思山界雖連、木分二色、契書四至、所載分明。乞賜

勘驗、免遭單占。上訴。

（奸謀をもつて騙りとうろくする一件。悪辣な某が祖先伝来の山を勝手に占拠し、言っても聞き入れません。所在地を計りますと、彼が買った山の境界がこちらに繋がっておりするため、勝手に一緒のものだと言っております。山は連がっておりますが木の色が二色に分かれ、契約文書の東西南北もハッキリしております。実地検分をしていただき、騙され占拠されてしまうことのないようしてください。ますように。上訴致します）

○…（金侯審云）呉山一局、価値幾何。馮柯陳戟、兩家累争不已。此徒傲精神、而虚耗錢穀者也。雖然虞芮不置閑田、而侯邦不睦、乙普明不置曠地、而兄弟不和。茲以其山入官、庶使兩家訟息、而孫龐可無刖足仇、而廉藺或有刎頸好矣。

（審『金閣下のお裁きに言う』呉山の一片の地に、どれだけの価値があらうか。馮柯と陳戟の両家は何代にもわたって争い続けて止まない。これは心を疲れさせ金銭を浪費するだけである。とはいえ、虞と芮の二国はどちらのものでもない田を置かなかったがために仲良くなれず、乙普と乙明とはどちらのものでもない田を置かなかったがために兄弟仲が悪かった。ここにこの山を官の所有に組み入れる。さすれば両家に訴訟を止めさせ、孫龐と龐涓とは足切りの刑をめぐる仇敵ではなくなり、廉頗と藺相如は刎頸の好をなすにいたるであらう）

ここで注目すべきは、この文章の訴詞bの上欄に次のような批注が加えられていることである。

前告詞固美、此訴詞亦佳。乃矛盾相抵、足称敵手。（前の告詞はもちろん素晴らしいが、この訴詞もまたうまい。矛と盾とが相当たるというやつだ。好敵手と言うに足る）

さてこの一セットでa…「山の所有権を争う」と訳した部分は告詞であり、b…「被告の反論」と訳した部分は訴詞であって、先に述べた告詞―訴詞の形式である。ところが実はこの文章、上海図書館本『蕭曹遺筆』巻一、田宅類にもほぼ同じ句作りで載っているが、告詞―訴詞という形式にはなっていない。それではaが告詞であるうえにbも告詞となっている。つまり全く独立した告詞のサンプルとしてaとbの二つが併列して掲げられているのであって、したがって右の訳文

で「被告の反論」としたb「訴」は「又」となって繋がっており、「上訴」はもちろん「上告」となって終わっている。cの判決文がないのは言うまでもない。

ここにおいて我々は、右の文例で『新鐫蕭曹遺筆』の著者がなぜ訴詞の上欄にあのような批注を記したのか、その意図を始めて理解することができる。「前の告詞はもちろん素晴らしいが、この訴詞もまたうまい。矛と盾とが相当たるというやつだ。好敵手と言うに足る」というのは、もともと告詞であった二つの全く無関係な文章の一つを訴詞として書き換え、これをあと一つの告詞と結び付けて一セットにしたからにはかならない。もともと告詞という対等で独立した文章を訴詞に書き換えたのだから、「矛と盾とが相当たり」「好敵手と言うに足る」ことになったのは当然であった。『新鐫蕭曹遺筆』に収められている告詞―訴詞の文例は、ほとんどすべてが告詞と訴詞に甲乙をつけたいものばかりであって、この文例にだけこのような批注が付けられているのはきわめて不自然である。私自身、始めに『新鐫蕭曹遺筆』のこの批注を読んだとき、何のためにこれがついているのかよくわからなかった。その後『新刻三台明律招判正宗』の一部に『新鐫蕭曹遺筆』のこの文例が二つの告詞のサンプルとして挙がっていることを知り、始めてその作為と批注の意味に気がついた次第である^③。そして『新刻三台明律招判正宗』がもとしたのと同系統の訟師秘本があるに違いないと考えていたところ、はたして上海図書館でそれを見出した。『新鐫蕭曹遺筆』の著者が上海図書館本『蕭曹遺筆』の文章そのものを下敷きにして書き換えたのかどうか、またこの作為を始めて行ったのが『新鐫蕭曹遺筆』の著者本人であったかどうか、それはわからない。しかし彼が下敷きとしたものの一つに告詞のサンプルが二つ並んでいるものがあったこと、告詞―訴詞という文例になるまえに告詞・告詞という文例があったことは間違いないところであろう。また逆に、上海図書館本が『新鐫蕭曹遺筆』の文例をもとにして、その訴詞を告詞に書き換えた可能性を考えることはできない。なぜなら、上海図書館本では告詞だけが併列して続く場合もあるが、告重嫁のように告詞―訴詞という形式のものも多く、これだけをわざわざ書き換える必要は、全くないからである^④。

このように見てくるならば、『新鐫蕭曹遺筆』に収める文章は上海図書館本『蕭曹遺筆』に収めるものを前提にしなければ、決してあのようなものにならなかったと言いうことができる。つまり上海図書館本『蕭曹遺筆』に収められた文例は、より原型に近いことができるのである。

(2) 訴訟文例集の原型を求めて

上海図書館本の『蕭曹遺筆』に掲げられた訴訟文書の文例を『新鐫蕭曹遺筆』以下の他の訟師秘本のものと比較したとき、まず特徴的なこととして気がつくのはそこにリアルさが欠けていることと判決文がついていないことである。

上海図書館本『蕭曹遺筆』では訴訟文書の文例で登場する原告も被告もすべて某、某で登場し、地方官による判決文も付いていない。これと比較するためにもう一度、すでに見た『新鐫蕭曹遺筆』巻二、婚姻類の告重嫁〔德安県事〕と巻一、争占類の争山〔德興県事〕を見直すことにしたい。この二つの事例に現れているように、『新鐫蕭曹遺筆』に収めるものはなはだリアルである。前者では原告は朱正、被告は韓盛の妻であり、妻を奪った人物は程某であり、判決を下したのは江西省九江府の知府唐某である。後者では馮柯と陳載が原告または被告であり、裁判に当たったのは江西省饒州府德興県知県の金某である。さらにこの書に付いている凡例で、これらの文例は「自分が平生から集めてきた名筆、およびかつて試みしばしば勝訴した文稿」であるとも言っているから、かりに『新鐫蕭曹遺筆』を読んだだけの者であれば、これらは現実にあった訴訟と判決に基づいたものと考ええるであろう。

ところがこれらは全くのフィクションである。まず『同治九江府志』と『同治饒州府志』の職官志をたよりにして九江府知府の唐某と德興県知県の金某とを探してみても、明代の德興県知県に金という姓の人物は見出すことができるが、明代の九江府知府で唐を姓とするものはついに見出すことはできない。他の文例で出てくる地方官の姓をそれぞれ地方志であたってみても、少しでも珍しい姓のものはそこにめったに見出すことができない。德興県知県の金などという姓はどこ

にでもある姓であるから、これも偶然の一致と考えるべきであろう。いやそもそも、「争山」という案件そのものが、もと告詞であった文章を勝手に訴詞に作り変えたフィクションであってみれば、判決も当然フィクションなのであり、実際に判決を下した地方官などありえないのである。

このように判決を下した地方官が架空の人物であるとすれば、原告も被告も、そしてその訴訟が起こったとされる地方の名も、すべて架空のものであった可能性が強い。この推測を裏付けるのは、同じパタンの文章がその後の訟師秘本で書き換えられたときの人名の変遷である。一例を先に見た告重嫁（『新鍔蕭曹遺筆』卷二、婚姻類）に取ってみると、もともと上海図書館本『蕭曹遺筆』ではすべて某、某であった。ところが『新鍔蕭曹遺筆』では原告は朱正、被告は韓盛の妻、妻を奪ったという人物は程某となり、これが『新鍔蕭曹遺筆』の出版から程なくして出現した公案小説『皇明諸司廉明奇判公案』卷四、唐太府判重嫁では、訴訟は德化県のこととされ、原告は朱正と同じであるが被告は韓盛の妻の林氏という新しい名で登場し、また程某は程俊とフルネームに変わっている^⑤。また明末の刊本と考えられる^⑩『刻法林照天燭』卷三、告重嫁では訴訟は広信府で起こったこととされ、原告は樊恕、被告は呉金、妻を奪ったという人物は倪隆と変わっている。さらに『刻法林照天燭』の文章を受け継いだ^⑪『法家秘授智囊書』卷上、奪妻大冤事ではそれぞれ王金、呉福、倪吉と変わっている。一方、^⑫『新刻法筆驚天雷』卷二、告岳重婚では原告は羅正、被告は韓盛の妻ではなく韓盛本人、妻を奪ったとされる人物は程光と変わり、さらにはこれまで実名では出てこなかった韓盛の娘は梅姐という名で新たに登場する。^⑬『新刻平治館評釈蕭曹致君術』卷二、告岳父重嫁および^⑭『新刻法筆新春』卷下、告岳父重嫁になると、関係者は朱正、韓盛、程沢、梅姐という名で現れるのである。

文章のパタンをそのまま引き継ぎながら、訴訟の内容が変わることがある。『新鍔蕭曹遺筆』卷一、騙害類、告経紀（九江府）の告詞と訴詞は、間違いなく上海図書館本『蕭曹遺筆』卷一、財本類、告経紀に掲げられる二つの告詞のなかの一つと訴詞を取り出して、勝手に一セットに纏めたものである。上海図書館本『蕭曹遺筆』では原告のある人が油を買っ

て経紀（仲買い）の某を通じて売り払おうとしたところ、某は何のかんのかといって金を支払わなかったのに対し、被告の某は舖戸（店主）の某が代金を支払わないからであると弁解したことになっている。ところが『新鏤蕭曹遺筆』では原告は鄧鳳、被告は丁湍、舖戸は陳路と実名で登場するだけでなく、取り引きされた品物は油ではなく鉄に変わっている。さらに㉔『新刻平治館評釈蕭曹致君術』巻四、騙害類、告売鉄江騙では明らかに『新鏤蕭曹遺筆』を下敷きにして商品は鉄そのままであるのに、原告は余繼、被告は饒成、舖戸は某と変わっている。さらに㉕『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』巻二、騙害類、告経紀になると文章が相当変化しているだけでなく、原告は王甲、被告は鄭丙、舖戸は孫壬・李癸となっており、しかも商品は布となっている。㉖『刻法林照天燭』巻三、騙害類、告経紀（海寧県）は明らかに『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』と同じ系統の文章であるが、原告は范応彬、被告は鄭王、舖戸は楊才らとなり、商品は夏布と変化している。つまりこの例では同系統の文章でありながら、関係者の名前が置き替わっているだけでなく、問題の商品すら油、鉄、布、夏布と自由自在に書き換えられているのである。

このように見てくるならば、『新鏤蕭曹遺筆』に見られたリアルさとは、実はもともとの『蕭曹遺筆』ではこの特定の案件でもなかったのに勝手に府州県の名を付けて地方を限定したうえ、さらに原告・被告ともに某・某であったものを実名化したことによって生まれたものであった。『新鏤蕭曹遺筆』に見られるような判決がいつの段階で加わったのかははっきりしないが、『蕭曹遺筆』の原型をたどれば上海図書館本と同様にもともとはこれがなかった可能性が強い。『蕭曹遺筆』の原型は決して現実に起きた訴訟案件の装いを取らず、また判決も付いていなかったと考えられるのである。訴訟の関係者が某と書かれ判決文を全く伴わないのは、他に㉗㉘の『新鐫法家透膽寒』ぐらいのものであって、『新鏤蕭曹遺筆』が登場したところから後は、訴訟の関係者はそれぞれ固有名詞であらわれ判決文が付くのが訟師秘本で一般的になる。それは次第にリアルさが好まれ、かつて実際に用いられた文例のようであれば安心感がともなったからであろう。『新鏤蕭曹遺筆』の凡例のように、「自分が平生から集めてきた名筆、およびかつて試みしばしば勝訴した文稿である」などと

言われると、信用してみたくもなるというものである。しかし余りに文例が実際の案件に近づきすぎてしまえば、かえってこの書をだれでもどこでも使える文例集としては使いにくい。そこで告詞や訴詞では、某、某とするが判決文で実名を出したり、あるいは『新鐫蕭曹遺筆』で具体的な府州県名が書かれていたものを、あえてまた削り取ったものがその後登場したのであろう。

『蕭曹遺筆』文例集の原型が原告・被告とも某・某と称するものであったとすれば、われわれはこれによく似たものが他にあったことを知っている。それはたとえばすでに述べた呂坤『実政録』の状式である。あるいはこれらよりはるか昔に出版された日用百科全書、元泰定二年（一三二五）刊『事林広記』辛集卷一〇に収める詞状新式や同じく至順刊本別集卷四「公理類」に収める告状新式である^⑥。たとえばここには借金をしたり返済しないといって相手を告発するものや、傷害を受けたといって相手を告発する文例を載せている。ここに載せる「告状人ム人」「告状人姓某」などの書き出して始まる文章が、上海図書館本の『蕭曹遺筆』の告詞と極めてよく似ていることは、誰もが見て取れるであろう。また一部ではあるが「告状人張某」などといった『新鐫蕭曹遺筆』に通じるものさえすでにある。さらに言えば、ここに載せる官庁への申請書の書き方などは、上海図書館本『蕭曹遺筆』の稟帖類から呈結式に収める文例ときわめてよく似ている。

ところが上海図書館本以下の『蕭曹遺筆』に載せる文例が、『事林広記』などのものと決定的に違うところがある。それは告詞の次にはこれに対応した訴詞が伴うという、告詞―訴詞の対応形式が原則となる点である。上海図書館本『蕭曹遺筆』の訴訟文例集では、まだ告詞の文例だけが続くことがあるが、すでに告詞―訴詞が量的に言って原則となっている。この原則は『新鐫蕭曹遺筆』になると一層明らかなものとなってくる。訟師秘本の訟師秘本たる所以は、これによって訴訟に参加したものが相手と競争し、これを打ち負かすというところにあった。すでに見たようにその本領はまさしくこの告詞―訴詞という攻撃―防御の論争形式にあるのであって、決して日用百科全書などから生まれるはずはなかったのである。

ここまで遡ってきて思い当たるのは、さらに昔の宋代に、すでに『鄧思賢』や『四言雜字』なる訴訟関係の書物が出ていたことである。宮崎市定がすでに紹介しているように、沈括『夢溪筆談』によれば訴訟好きで江西の地方には『鄧思賢』という名の書があり、それは訴訟の文章を教えるものであったという^⑦。ただこの書の内容は明らかではない。『夢溪筆談』によればそれはまず始めに法律を弄ぶことを教え、これで効果がなければ誣告によって相手を陥れ、それでもだめならば相手の罪を求めて奪い取るものであったと言う^⑧。もしもそうだとすれば、これは確かに相手を打ち負かすためのものではあるが、後に出現する『蕭曹遺筆』とは随分と違っていると言わなければならない。というのは、これまたすでに見たように、ここではむしろ「二項一項が法律に合致し」「道理のあること」（法家管見）を強調し、またたとえば『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』巻一、法家体要で「是非を転倒し曲直を變亂し、かくて人を非罪に陥れることをしてはいけない」と教えるように、しばしば誣告を戒め、道理のない訴訟は避けよと教えているからである。これでは明らかに『鄧思賢』と違っている。

ところで宋代にはほかに、『四言雜字』などという名の「訴訟を教授する書物」が出回っていた。これもやはり江西地方で出回っていたもので、教書夫子と名のるものがこの書を児童に教えていたということである。ただこの書がどのような内容のものであったかは、やはりはっきりしない。『新刻四言雜字』という名のおそらく明刊本の書は、我が国の内閣文庫に所蔵されているが、その内容は「訴訟を教授する」ものではまったくなく、ただ四字句を連ねた文字を教えるだけの書である。『四言雜字』が訴訟に係わる四字句を連ねたものであるとすれば、それは後の時代の訟師秘本にかならずと言っていいほど掲げられる硃語や珥語を連想させる。硃語や珥語も、最も多くは四字句であった。『四言雜字』とはこれに類したものであったのではないか。仮にそうだとすれば、訟師秘本の三要素の一つは宋代からあったこの『四言雜字』にその由来を求めることができるのである。

明清時代の訟師秘本を宋代の訴訟教育と結び付ける資料がもう一つある。これも宮崎市定がすでに紹介している『癸辛

雑識』である。そこでは江西人の訴訟好きを述べたあと、「しほば訟字を開いて人に教える者がいる。たとえば金科の法とは甲と乙を引き出して問答(甲乙対答)させ、大袈裟な言葉(譁許の語)を教えるものである」と言っている。ここでいう甲乙対答とは、生身の面と面とを突き合わせて論争させることであろうが、これまたこれまでに見てきた告詞―訴詞を連想させる。甲乙対答とはのちの訟師秘本に見られる告詞―訴詞という論争形式を意味し、大袈裟な言葉(譁許の語)とは同じく訟師秘本の重要な柱である硃語や珥語に類したものではなかつただろうか。訟師秘本に見られる論争形式と大袈裟な表現の出所は、このような訴訟教育の現場、さらに言えば訴訟の現場において他に考えられない。

『蕭曹遺筆』に収める文例は、もともとより抽象的なものであったが、次第にリアルになっていった。またかつて告詞・告詞という並列関係であった文例が、告詞―訴詞という攻撃―防御関係のものに書き換えられていった。これは訴訟教育と訴訟そのものの現場の影響を受けたからだと考えられる。そして『蕭曹遺筆』に掲げられる法家管見など、訴訟を請け負うときの注意事項や文書を書くときの注意事項もまた、もともとこのような現場にいた訟師たちの知恵であり、さらにそこに垣間見ることのできる訟師像も、やはりここで彼らによって形成されたと考えられるのである。

① 上海図書館本『蕭曹遺筆』について付言する。この書は上海図書館カードと『上海図書館善本書目稿・子部』ではともに『蕭曹遺筆』(存卷一至二) 明末刻本と記し、残本としている。しかし私は、これは残本ではなく完本だと考える。その理由の一つはこの書に一葉ちぎれたものが挟み込んであるが、これを最終ページにおくとびつたりつながり、最終行は「法律全書録大尾終」の八文字になるからである。書物の最後に大尾終と記すのは、たとえば『新刻海若湯先生彙集古今律条公案』の最終行に大尾終と記しているように、当時の俗書にはしばしば見られるところである。これらの書では各巻の終わりでは大尾と記さないから、『蕭曹遺筆』も巻二で完結のものであったに違いはない。また第二に、その内容を『新鐫蕭曹遺筆』と比較してみても、大

きく欠けているのは告示例と附判語だけであり、むしろ『新鐫蕭曹遺筆』のほうに無いものが多いからである。ほかの訟師秘本と比較しても、二巻で終了しても全く不自然なところがない。

② A―Bの前後関係は、上海図書館本『蕭曹遺筆』と『新鐫蕭曹遺筆』に含まれる多くの文章を比較することによって明らかである。たとえば上海図書館本『蕭曹遺筆』巻一、離立類、求点離杜争で「懇撫存亡事。切 春秋重離絶之典、礼律無滅祀之条。伯祖ム生叔ム、不幸無嗣、四世单伝、一旦淹絶、遺産数千。各房叔姪、咸肆覬覦、設誑吞奪。弟媳女流、不能張主、遂致紛争、云々」とあるところ、『新鐫蕭曹遺筆』巻二、離立類、告承継では「懇撫存亡事。春秋重離絶之典、礼律無滅祀之条。房弟ム四世单伝、不幸無嗣、遂致遺産数千。各房叔姪覬覦弟

媳女流、竟無張主、遂致紛争、云々」となっている。文章は複雑なものを節略するのは簡単だが、逆に元の語句を生かしながら複雑なものにするのは手間がかかる。これも後者が前者を下敷きにして書き換えたと考えた方が自然であり、逆と考えるのには無理がある。ここでは比較的短い文章を選んだが、長い文章では『新刻蕭曹遺筆』での節略の度がさらに著しい。

また上海図書館本『蕭曹遺筆』に掲げる文例の方が『新刻蕭曹遺筆』に掲げるものよりも古いと考えるのは、前者の巻二には上馬僉事免社長と題する文があるが後者にはないからである。この文章は元代の社制を前提とした文章であり、上海図書館本はこの古い文例をも踏襲していると考ええる。

③ 『新刻三台明律招判正宗』巻二、上欄、田宅類、争山。

④ 『新刻蕭曹遺筆』の批注から、この作為性を疑わせる例がいま一つある。それは巻二、戸役類に収める告甲下〔都昌縣〕の一セットである。実はこの告・訴とほぼ同じ文例が『新刻三台明律招判正宗』巻二、上欄、戸役類に民害里長としてみえる。ところが『新刻蕭曹遺筆』では告としてある文例が、『新刻三台明律招判正宗』では訴に置き代わり、逆に訴としてある文例が告に置き代わっている。そして訴の文

章の上欄には「この訴詞は告詞に勝っているので、判決文が憐れみをつけたのは当然である」と書かれている。このセットも告・訴ともに甲乙つけがたいものであり、ここで特にこのような批注がつけられているのははなだ不自然である。『新刻三台明律正宗』の文例の配列は上海図書館本『蕭曹遺筆』とほとんどすべて一致するから、この部分はもともとその巻一、戸役類、頁二一にあったに違いないが、どうしたわけかこの一葉のみ明らかに補刻したものが挿入され、本来のものは欠けている。

⑤ 『皇明諸司廉明奇判公案』については、阿部泰記「明代公案小説の編纂」（『日本中国学会報』第三九集、一九八七）参照。

⑥ 黃時鑑輯点『元代法律資料輯存』（浙江古籍出版社、一九八八）頁二四—二三七。

⑦ 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『東方学報』京都第二四冊、一九五四、のち『宮崎市定全集』第一巻、岩波書店、一九九二、頁二〇六—二〇九）。

⑧ 沈括『夢溪筆談』巻二五。

⑨ 『宋会要輯稿』刑法二之一五〇—一五一、刑法三之一二六。

⑩ 周密『癸辛雜識』統集卷上、訟学業猪社。

三 『蕭曹遺筆』流布の時代とその影響

それでは『蕭曹遺筆』とはいったいつ頃出現したのであろうか。あるいは少なくともいつ頃から流布し始めたのであろうか。これに対して、私はほぼ明代の嘉靖年間から万暦初年にかけてであったと考えている。

というのは、上海図書館本『蕭曹遺筆』の脱罪類、戸役類、稟帖類などにはすべて里甲制が崩壊過程にあることを示す文例が挙がっているだけでなく、巻二、呈結式の呈署官食には条鞭という言葉が見えるからである。条鞭と言うまで

もなく一条鞭法のことであって、これまでの明代賦役制度史の研究に依るかぎり一条鞭法が全国的に普及しはじめるのは嘉靖年間のことであり、さらに限定するなら嘉靖一〇年（一五三二）代以降のことである。とすれば上海圖書館本『蕭曹遺筆』の文例集ができあがったのは、最大限でとつても嘉靖一〇年代以降から『新鐫蕭曹遺筆』が編纂された万曆二三年（一五九五）までである。『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』の序文でも、「この書物『蕭曹遺筆』が天下に行き渡るようになってから数十年になる」と言っている。この序文は万曆四二年（一六一四）に書かれたというから、これから遡って数十年と言えば、やはり嘉靖から万曆にかけてがこれにあたる。かりに始めて『蕭曹遺筆』という名の書が出現したのをもう少し前まで遡りうるとしても、この名の書が流布し始めたのは、間違いなく嘉靖から万曆にかけてであった。

上海圖書館本をはじめとする各種の『蕭曹遺筆』のなかで、文例としてしばしば挙がっているのは、里長が甲首を訴え甲首が逆に里長を訴え返すという事例である。そこにはまた、弱小の戸が豪強な戸に苛められるから新しい里甲を設けてくれるように、と訴える文書のサンプルも見える。^③ いずれにしてもこれらは里甲制が崩壊しつつあり、訴訟が増えていた時代を反映している。また里老に訴えたところ豪強な戸を恐れて訴えを取り上げてくれないのでやむを得ず地方官へ訴えるのだ、との上申書の文例もある。^④ これも『蕭曹遺筆』の文例が作られた時代が、明初の里老人による裁判が十分に機能しなくなり、州県へ持ち出される訴訟が激増して以後の時代であることを反映している。

嘉靖から万曆にかけてという時代は、このように里甲制の崩壊が進んだ時期であるとともに、その裏返しとして郷紳による土地の集積が進んだ時でもある。人々は何かのきっかけがあれば、奪われた土地を取り戻そうとして訴訟を起こした。たとえば海瑞が隆慶三年（一五六九）に巡撫として江蘇省の蘇松地方へ乗り込んだ時には、人々は奪われた土地を取り戻そうとして競って訴訟を起こした。このため当時の記録によれば、「都市に住むもので訴訟するものは十家のうちで九家、農村に住むもので訴訟するものは十家のうちで八家」といわれるほど訴訟が多くなった。^⑤ また嘉靖末年に江南地方を荒し回った倭寇の影響も無視できない。『万曆青浦県志』によれば、倭寇の後には村里が荒れ果て、人々はここで始め

て訴訟を盛んに行うようになり、かつての純朴の風は軽薄で狡猾なものに変化したという。^⑥

訴訟が盛んになれば、とうぜん訟師も増加する。当時の状況にある奏議は次のように伝えている。

私は官職についてから昨年北京へ召し出されるまで、その通る道筋では誰もが次のように言っているのを聞いております。つまり数十年前は風俗も淳朴で、訴訟好きということを知らず、たまに訴訟するものがあったても官府を畏れること神さまの如くでありました。正しいものは正しく、間違っているものは間違っていると互いに真心を通わせ、大きな訴訟は絶えてありませんでした。ところがここ二十年来、訟師がやたらと増え、訴訟をわけもなく起こしたり揉み消したり、郷里を力づくで押さえつけ官府に出入りしても、誰も問題に致しません。このため、ここしばらくのあいだに凶悪な空気が大いにはびこるようになり、人々の風俗は大いに壞れました^⑦と。

これは万暦五年（一五七七）進士である黃学曾の題本に基づき、万暦一〇年（一五八三）頃になされた奏議であるから、これより二十年前といえはやはり嘉靖末年に当たる。つまり当時の人々の多くの目には、訴訟が急に増え訟師が急に増えたのは、やはり嘉靖から万暦の初年のことと映っていた。

『蕭曹遺筆』は、このように訴訟が激増した時代を背景として流布し、様々な種類のものが出版された。もちろんそれは増加した専門の訟師にも多く使われたであろう。しかしこれがさらに広範な人々に使われていたことを見逃してはならない。明末崇禎二年（一六三九）序刊の『治譜』は、当時どのように訴訟文書が書かれていたかを次のように伝えている。

江蘇・浙江・江西・湖広省など江南地方（吳楚江浙）の訴訟文書は、多く流浪するごろつきや古い師（流棍・ト算者）の手になる。かれらはおのおの部門別の虎の巻き（門類底本）をもっており、この地と関係のない無名なものがこれで身銭を稼いでいる。^⑧

訴訟文書の多くを作っていたのは、「流棍・ト算者」だと言うのである。ここである「門類底本」とは、これまでに見た人命類、戸役類など部門別の文例集であったことは疑いない。彼らは『蕭曹遺筆』のような訟師秘本を携帯して流浪し、専門の訟師でもないのに訴訟文書を代作していたのである。それはすでに見たようにきわめて使いやすい工夫がしてあっ

たから、多少文章を読み書きできるものであれば誰でも使うことができた。生員たちがアルバイトとして文書を代作するときも、もちろんこれを使うことができた。すでに述べたように、訟師秘本が問題であったのは専門の訟師に役立ったからばかりではない。むしろこれによって素人でも簡単に訴訟文書を書くことができ、訟師と素人の区別が曖昧になり、大量の訟師予備軍を作り上げることになる、その事が問題であった。当時は「三軒しかない小さな村の禪姿で荷物を担ぐもの」でさえ、訴訟文書を簡単に書いていたという^⑨。これが単なる誇張ではなく実際にあり得ることであったのは、訟師秘本という存在を視野にいれることによって、始めて理解できる。また当時が、農村に住むものでも十家のうち八家のものが訴訟に加わっていたなどという驚くべき訴訟社会であったのも、訟師秘本が大量に出版していたからであった。

ところで『蕭曹遺筆』のような訟師秘本が広く流布するようになったことは、一方で我々の感覚からすれば虚偽としか言いようのない語句、あるいはオーバーな語句を連ねた訴訟文書を氾濫させることになった。当時の人々が提出した文書の訴訟主題は、李陳玉『退思堂集』讞語に見ることができる^⑩。著者の李陳玉は「一件、吸髓の事」などという書き出しでそれぞれ判決の案文を書いているが、これは原告・被告が提出してきたときのままの主題であったにちがいない。というのは裁判に当たる彼や胥吏・幕友らが、「吸髓」などという刺激的で大袈裟な主題をわざわざ付けるはずがないからである。

そこではたとえば、「吸髓」のほか「勦佔」「法斬勢抄」「強劫殺命」「弑兄」「靖變極良」「滅倫」「劇殺」「逼婚殺命」などの訴えの主題が見える。このうち「弑兄」というのは、いかにも弟が兄を殺したかのようであるが、実は土地をめぐる単純な兄弟喧嘩に過ぎない。兄は「弑兄」されたはずであるのに原告として弟を訴えている。弟も負けていない。讞語によればこの弟は「滅倫」という主題を付けて訴詞を提出し、兄に反論したらしい。また「靖變極良」と題した事件は、実は二人の人物が『三国志』を貸した返さぬというめ事から生じた殴り合いにすぎなかった。「劇殺」「逼婚殺命」等の事件でも、だれ一人として死んだものがない場合がある。これに類した用語はどここの訟師秘本でも、「殊語」などとして

収められているものである。恐らく本文の中でも、数々の「珥語」が用いられていたであろう。この種の実体からはるかにかけ離れた大袈裟な表現は、国会図書館所蔵の清末太湖庁檔案でも見える。これは別稿で述べたように、当時、原告・被告からすればこのような刺激的で挑発的な言葉でなければ訴えを受付けてもらえないか、審理をあと回しにされ、地方官の側からしてもそのような表現があまりに当たり前のことになっていたからであろう。^⑩ このような情況もまた、『蕭曹遺筆』などの普及なくしては考えられないことである。

この種の用語は訟師秘本から溢れ出て、当時の日用百科全書の中にまで流れ込んだ。たとえば『新刻人瑞堂訂補全書備考』は崇禎一四年（一六四一）序刊の日用百科全書であるが、この巻一八、状式門の上欄に載せる「詞状硃語」はやはり各種『蕭曹遺筆』の「硃語」と大同小異である。またすでに述べたように、上海図書館本の『蕭曹遺筆』に掲げる文例は、『三台明律招判正宗』にもほとんど同じように掲げられ、做状十段錦玄意は十段錦用法としてほぼ同じく掲げられている。^⑪

『三台明律招判正宗』は、地方官、幕友、胥吏など裁判をする側のものを主な顧客として出版された実用書である。『蕭曹遺筆』を流布させたのは、明代嘉靖の頃から始まった訴訟の増加であったが、この流布はさらに訴訟を激増させた。その結果、訟師と素人の区別が曖昧となり、いわゆる「訟棍」「唆訟の輩」が数多く排出することとなった。そしてさらに、かつては訟師などいわば「裏」の世界の用語と技術だったものが、日用百科全書や裁く側の実用書など、いわば「表」の世界を犯すようになったのである。

- ① たとえば岩見宏『明代徭役制度の研究』（同朋舎、一九八六）頁一二三。藤井宏「再論『創行期的一条鞭法』——傅漢臣の上言をめぐる諸問題——」（『東方学』第七三輯、一九八七）頁一二五。
- ② 上海図書館本『蕭曹遺筆』巻一、戸役類、告争申首、告甲首、『新綴蕭曹遺筆』巻二、告争申首、告甲下、『新編訂補釈註蕭曹遺筆』巻二、告里長、告甲下、告脱里長など。
- ③ 上海図書館本『蕭曹遺筆』巻二、哀帖類、生岡帖、『新綴蕭曹遺筆』巻三、出岡帖。
- ④ 上海図書館本『蕭曹遺筆』巻二、哀帖類、被打帖。
- ⑤ 前注、はじめに①拙稿、頁四四三。
- ⑥ 『万曆青浦縣志』巻一、風俗。
- ⑦ 潘季馴『刑部奏疏』巻二、覆議補偏救弊疏。

臣自留人事時、至上年應召之日、經過道路、咸得聞云、前數十年、風俗醇古、不知好訟。間有訟者、畏官府如畏神明。直者直、曲者曲、彼此輸情、絕無大訟。何二十年來、訟師煩興、起滅詞訟、武斷鄉曲、出入衙門、莫敢誰何、以故年來刁風大長、民俗大壞耳。

⑧ 余健吾『治譜』卷四、告狀投到狀之殊。
然與楚江浙、寫狀多出於流棍卜算者之手。各有門類底本、在境外無

結 語

訟師秘本とは訟師あるいは訟師まがいのものたちが秘蔵して使ったもの、と定義するのであれば、おそらく宋代の『鄧思賢』もそれに当たる。しかし『鄧思賢』の様な書物が宋代にすでに出現していたことと、『蕭曹遺筆』が明代の嘉靖から万暦初年にかけて登場したことは、その意味するところが全く違うようである。なぜなら、清末に近代的な律師、つまり現在日本でいう弁護士が出現し、新しい訴訟制度の下で新しい訴訟文書のテキストが登場するまで、民間の訴訟界では『蕭曹遺筆』かこれとほとんど同じテキストが、間違いなく使われ続けたからである。清代に出版された訟師秘本のほとんどすべては、明末に各種各様に出版された『蕭曹遺筆』を適当に焼き直したものに過ぎず、その後ほとんど変化らしい変化は見られない。そこでは時に明律が清律に置き換えられ、文例に見える人名や地名などが代わることがあるが、新機軸といったものは全く見られない。禁書令の影響によるものか、むしろ誤刻が大幅に増え、質が大きく低下している。またたとえば『新刻校正音釈詞家便覽蕭曹遺筆』のように、もともと万暦四十二年（一六一四）序刊であるものが清代の乾隆以降に改版のうえ出版され、さらに清末には上海で石印本まで出版された。このように、明末に『蕭曹遺筆』が出現したことは、その後三百年以上にわたって、社会の最も基層のところで用いられる訴訟ハンドブックのパターンを決定することになったのである。

確かに『蕭曹遺筆』をはじめとする訟師秘本は、社会の様々な実態を豊かに伝えてくれる。しかし注意すべきは、たと

名之人、以此得錢為生。

⑨ 前注、はじめに①拙稿、頁四六九。

⑩ 李陳玉『退思堂集』（崇禎九年＝一六三六序刊）。

⑪ 前注、はじめに①拙稿、頁四五七。

⑫ 『三台明律招判正宗』卷一、上欄。

えそれが清代の出版であったとしても、そこに描かれる世界は訟師像をも含めてほとんどすべて明代のものであるということである。訟師秘本を法制史の資料として用いる者も社会史の資料として用いる者も、このことに十分注意する必要がある。

また中国小説史の資料としてこれを用いる者のなかで、たとえば『新鐫蕭曹遺筆』に見える訴訟文書の文例を「現実の裁判文書」であるとする者がいる。^①しかしすでに明らかにしたように、それは完全なフィクションであった。嘆願書などの文例には、あるいは実際に使われたものも含まれるかも知れないが、告詞―訴詞―判決の形式をとる訴訟文例は、フィクションである。そこに我々は、明代の社会で起きた典型的なトラブルを見出すことはできるとしても、それを直ちに実際にあったことと取り違えてはならない。

以上述べたような事実を踏まえるならば、我々は今後、訟師秘本を用いることによって、明末以降の訴訟社会をさらに豊かに捉えなおすことができると考える。

① 第二章、注⑤、阿部論文。

〔この稿が成るにあたっては、数多くの先生の御助力を得た。なかで

も中国社会科学院歴史研究所研究員何齡修先生と、上海図書館古籍組張善信先生からいただいた御教示と御好意は忘れることができない。ここに心より感謝する。〕

（京都大学文学部助教授

A Study of 'the Secret Handbook of Pettifoggers'

—The Appearance of *Xiaocao yibi*—

by

FUMA Susumu

Since the late Ming period, a kind of convenient handbook, which not only carried examples of lawcase and special litigious terms, but also mentioned items important for those undertaking litigation, gained wide circulation in Chinese popular society. Works of this type, named 'Songshi miben' 訟師秘本 (the Secret handbook of pettifoggers) during the reign of Qianlong of the Qing Dynasty, were officially prohibited. The so called *Xiaocao yibi* 蕭曹遺筆 (The Posthumous Writings of *XiaoHe* 蕭何 and *Cao Shen* 曹參) probably first appeared around the Jiajing period, and achieved great influence until the early years of Wanli. Later, the extremely large number of law suits earned China the sobriquet of 'Litigious society'. Although many kinds of 'Songshi miben' which originated from *Xiao Cao yibi* were treated as banned books, their publication in large quantities continued into the late Qing. Since all these works were nothing but an adaptation of those which had appeared in the late Ming, the scene, as well as the image of pettifoggers, properly belonged to that of the Ming Dynasty. In this sense, the appearance of *XiaoCao yibi* is of great significance. However, it is inadvisable to take their substance too seriously as a record of historical fact.

Das Gewerbewesen im Königreich Bayern in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts

von

TANIGUCHI Kenji

In den ersten Jahrzehnten des 19. Jahrhunderts erlebte Deutschland tiefgreifenden Wandel, in dem moderner Staat und moderne Gesellschaft